

市街化調整区域における住宅の建築要件の区分及び形態規制等の一覧（富里市）

都市計画法	県条例	区域等	敷地面積	用途	容積率 (%)	建ぺい率 (%)	高さ・道路斜線	その他の基準	
適用除外	----	----	----	農業従事者居住用住宅	200	60	∠1:1.5	申請者⇨農業を営む者	
第34条	第11号	第3条ほか	市街化区域より1.1km以内且つ40戸連たん	5ha未満	専用住宅(第二種低層)	100	50	10m・∠1:1.5	市街化区域⇨工業専用地域等は除く。
	第12号	第6条第1号	本家が所有する土地又はその周辺	500㎡以下	親族住宅	200	60	∠1:1.5	申請者⇨線引き日前土地所有者との親族要件を満たす者
		第6条第2号	既存集落内	500㎡以下	自己居住用(既存集落)	200	60	∠1:1.5	申請者⇨線引き日前土地所有者で住宅を所有していない者
		第6条第3号	従前(線引き日前)の敷地内		既存建築物と同一用途	200	60	∠1:1.5	規模⇨1.5倍以下は、許可を要さない「改築」
		第6条第4号	既造成地	線引き日前の区画(原則)	自己居住用	200	60	∠1:1.5	
		第6条第5号	県宅開基準条例による造成地	検査済み区画	専用住宅	200	60	∠1:1.5	
	第14号	上記以外(既成宅地, 収用移転など)で千葉県開発審査会の議を得て許可を受けるもの							

注意) 上記の一覧は、本市の市街化調整区域に住宅を建築する場合の概要を示したもので、すべてを記したものではありません。
 これらの許可基準に該当する場合で「農業従事者居住用住宅」…①にあっては、都市計画法施行規則第60条証明を受ける必要があります。
 ①以外にあっては、開発(都市計画法第29条)許可又は建築(都市計画法第43条)許可を受ける必要があります。
 この証明又は許可のほか、別途、建築基準法第6条第1項の規定による確認申請を受ける必要があります。
 富里市の線引き日(市街化区域と市街化調整区域を定めた日)は、昭和54年7月6日です。